

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和5年（2023年）6月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

自治体DX推進事業委託業務

(2) 業務の目的

総務省が令和2年12月に策定した「自治体DX推進計画」において、「行政手続きのオンライン化」や「情報システムの標準化・共通化」などの取組が、全ての自治体で重点的に取り組むべき事項として示された。

一方で、道内市町村のデジタル化に関する取組状況は様々であり、横断的な推進体制のもと、具体の施策を導入している市町村が存在する一方で、業務に係るノウハウや推進する人材の不足などから、令和7年度が目標期限の「情報システムの標準化・共通化」等の自治体DXの取組を進めることについて、不安を感じている市町村も多く存在しており、全ての市町村が自治体DXの取組を進めるためには、こうした市町村に対し、技術的な支援を行う人材を確保することが必要となっている。

本事業は、道が指定する市町村を対象に、専門的知識を有するアドバイザーによる助言や支援等を行うことで、自治体DXを着実に進めることを目的とする。

(3) 業務の内容

市町村と面談（オンライン可）し、次の支援を行うこと。

支援対象は、道が指定する市町村とする（50団体以上）。

ただし、自治体DX推進に資する説明会及びオンラインセミナーについては、全市町村を対象とすること。

ア 基幹系情報システムの標準化・共通化の支援

「自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書」を踏まえ、基幹系情報システムが令和7年度までに標準化・共通化されるよう、移行計画策定等の移行準備に関する助言や技術的支援を実施すること。

また、次期システムの提供ベンダを確保できない市町村に対し、ベンダ選定等に係る支援を行うこと。

イ 自治体DX推進に資する説明会等の開催

情報システム標準化・共通化に関する国等の最新情報の提供等の現地説明会を14振興局で各1回開催するほか、自治体DXの推進に資するセミナーをオンライン等により3回以上開催すること。

また、上記説明会やセミナーの内容や自治体DXの推進に資する情報等に関して、委託期間中にアドバイザーがコーディネートしながら、参加者同士で質疑応答や取組事例の紹介等の情報交換を行うことができる市町村職員同士のコミュニケーションの場の構築（地域単位又は全道単位など）を図ること。

ウ その他、自治体DX推進に資する取組の支援

市町村において、業務の効率化や住民サービスの向上に向けたデジタル技術の導入などDXの取組が促進されるよう、具体の取組を提案すること。

（例）

①AI・RPA等のデジタル技術の導入

②マイナンバーカードの利活用

なお、支援にあたっては、道と複数の自治体によるシステムの共同利用や自治体クラウドなど、地域におけるこれまでの取組について考慮すること。

(4) 報告書

事業の実施結果をまとめた報告書を作成し、紙媒体及び加工可能な電子データ、電子媒体（CD-R等）を各1部提出とする。

(5) 委託期間

契約締結の日から令和6年（2024年）3月29日（金）まで

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人又は法人以外の団体であること。

(2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

① 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

② 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

③ 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。

ア 提出期限

令和5年（2023年）6月30日（金）午後3時（必着）

イ 提出場所

(7) 名 称 北海道総合政策部次世代社会戦略局デジタルトランスフォーメーション推進課
(担当：香取)

(4) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎5階）

(5) 電話番号 011-204-5174（ダイヤルイン）

ウ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

4 企画提案説明書等の交付期間及び場所

(1) 交付期間

令和5年(2023年)6月16日(金)から令和5年(2023年)7月18日(火)午後3時まで
(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2) 交付場所

前記3で交付する。

なお、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ss/dtf/156497.html>

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 3の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出及びヒアリングへの出席を要請する。

(2) 前項(1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。

ア 提出期限

令和5年(2023年)7月18日(火)午後3時(必着)

イ 提出場所

前記3に同じ

ウ 提出方法

持参又は郵送（簡易書留、書留のいずれかによる。）

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 プロポーザル審査会での受託者の決定方法

プロポーザル審査会において、企画提案者からの企画内容、考え方の説明（ヒアリング）を行い、選定基準に従った配点の上、得点及び特記事項等を勘案した審査を行い、1者を選定するものとする。

なお、企画提案者が1者の場合にあつては、適正な履行を確保する観点から、各審査項目の合計得点を53点以上とした審査委員が半数を超え、かつ、全ての審査委員が選定に合意していることを受託者決定の条件とする。

また、企画提案書の提出が多数ある場合に、審査会において、企画提案書の内容審査及び評価を行い、当該業務内容に適すると認められる場合おおむね5程度の参加者を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本円

(2) 無効となる参加表明書及び企画提案書

ア 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの

イ 企画提案書作成要領に指定する作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(3) 企画提案参加者及び企画提案の非設定通知

企画提案参加者として選定されなかった者及び企画提案参加者のうち企画提案内容を選定されなかった者に対して、その旨を書面により通知する。

(4) その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 提出された参加表明書は、企画提案参加者の選定以外に、また、企画提案書は企画提案書の選定以外には、提出者に無断で使用しない。

エ 提出された書類は、企画提案参加者及び企画提案書の選定を行う作業に必要な範囲又は返却する場合において、複製を作成する。

オ 提出期限以降における参加表明書及び企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

カ 提出された参加表明書及び選定された企画提案書は返却しない。ただし、選定されなかった企画提案書は、企画提案書の提出時に返却を希望した者に限り返却する。

キ 企画提案参加者として選定された者を公表できるものとする。

ク 公正性、透明性、客観性を期するため、提出された企画提案書を公表することができるものとする。

ケ 企画提案書作成のために発注者より受領した資料は、発注者の了解なく公表・使用することはできない。